前漢前半期の対諸侯王政策

――景帝中五年改革の意義の再検討――

安永知晃

はじめに

前漢の景帝前三年（前一五四）、呉楚七国の乱が起こる。当時の劉氏一族の長であった呉王濞を中心として起こった大規模な乱であるが、周知のように三ヶ月であっけなく鎮圧される。この乱後の諸侯王について、司馬遷は『史記』巻五十九五宗世家に次のように記している。

自呉楚反後、五宗王世、漢為置二千石、去丞相曰相、銀印。諸侯独得食租税、奪之権。其後諸侯貧者或乗牛車也。

また『漢書』巻十四諸侯王表は次のように記す。

景遭七国之難、抑損諸侯、減黜其官。武有衡山、淮南之謀、作左官之律、設附益之法、諸侯惟得衣食税租、不与政事。

呉楚の乱後、漢が直接二千石を置き丞相を相と改めるなどの改革（景帝中五年（前一四五）に行われた）があり、諸侯王は実権を失い租税を得るだけの存在となったとされる。これ以後の諸侯王の貧しい者の中には牛車に乗るものも

いたという。

呉楚七国の乱や中五年の官制改革に関する研究も以上の記述とほぼ同じ見方である。布目潮渢「呉楚七国の乱の背景」(1)は「漢代において、王が大きな意味をもつのは、呉楚七国の乱の終末と共に消滅した。」と述べる。また鎌田重雄「漢朝の王国抑損策」(2)は「また乱後、王国の治民権は剥奪され、諸侯王は国の租税に衣食するのみになったことは、漢書諸侯王表の前文に記されている通りである。」と述べ、諸侯王表の記述をそのまま受け入れる。近年の研究である杉村伸二「景帝中五年王国改革と国制再編」(3)も、「この改革によって、王国は郡とほぼ同等となり、王は単に租税に寄食するだけに至った」とする。

以上のいずれの研究も継承すべき点は多いが、しかしながら、いずれにおいても反乱を起こした呉楚七国に荷担しなかった諸侯王（「漢側」諸侯王と呼ぶ）についての言及はない。景帝は「漢側」諸侯王に対してどのように統治権回収を説明したのであろうか。また、彼らはなぜそれを受け入れたのであろうか。もちろん、説明など必要ないと言うことはできる。しかし諸侯王への度重なる削地などの強硬策が呉楚七国の乱の引き金となったのであるから、乱後すぐにまた統治権回収のような強硬策を全ての諸侯王に対して一斉に進めれば第二の呉楚七国の乱を引き起こしかねない。呉楚などの有力諸侯王が姿を消したとはいえ、諸侯王表の序文にあるとおり武帝期にも淮南王と衡山王の謀叛という非常に大きな事件が起こっている。大きな改革であれば尚のこと慎重に対応したと見るべきであろう。特に景帝皇子以外の諸侯王、すなわち景帝の従兄弟に当たる淮南王安・衡山王賜（乱当時は廬江王）や景帝弟の梁王武らにとっては、単なる官制改変ならともかく、唐突な統治権回収は到底受け入れがたいはずである。そもそも呉楚七国は敗れ去ったのであるから(4)、この改革の主たる対象は「漢側」諸侯王である。「漢側」諸侯王の動向を検討することなくして、漢の国制を転換させた諸侯王の統治権回収についての理解を深めることはできないであろう。

こうした視点のもと本稿では、まず景帝中五年改革を改めて整理し検討していく。次いで呉楚七国の乱後の「漢

側」諸侯王の実際的地位を実例をもとに確認する。こうして得られた王国官制改革と諸侯王の実態についての知見をもとに、「漢側」を中心とする諸侯王がいかにして「牛車に乗る」に至ったのかを考えたいと思う。

一、景帝中五年改革の再整理

景帝中五年改革の基本となる史料は『漢書』巻十九百官公卿表上の諸侯王条である。

諸侯王、高帝初置、金璽盭綬、掌治其国。有太傅輔王、内史治国民、中尉掌武職、丞相統衆官、群卿大夫都官如漢朝。景帝中五年令諸侯王不得復治国、天子為置吏、改丞相曰相、省御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士官、大夫・謁者・郎諸官長丞皆損其員。

諸侯王の統治権を奪い、丞相を相に格下げし、御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士を省き、その他の官も減員したことが記される。なお、『史記』巻十一孝景本紀は「中三年冬、諸侯の御史中丞を罷む。」(5)と記し、『漢書』景帝紀も「三年冬十一月、諸侯の御史大夫官を罷む。」と記し、御史大夫（中丞）の廃止を中五年ではなく中三年とする。先行研究によって繰り返し指摘されてきたことであるが、中五年改革といってもここに記される全ての改変が中五年に行われたわけではないようである。武帝期には王国の太僕が僕に格下げされ、郎中令とともに秩禄を引き下げられているから、王国官制改革は漸漸と行われたと考えた方がよい。

王国官制改革と王国統治権回収の関係について、杉村伸二「前漢景帝期国制転換の背景」(6)は、「表面上では官制の改革という形をとりながらも、」諸侯王が王国を統治するために必要な王国官である御史官・廷尉・少府・宗正を廃止することで、「実質的に諸侯王を王国統治から切り離すという巧妙なものだった」とする。王国統治権の回収は大々的なものとして行われたのではなく、王国官制改革という形で行われたという。確かに『史記』・『漢書』ともに

本紀には統治権回収に関することは一切記されていないから、大々的には行われなかったとする点は従うべきである。

しかし、中五年以後も諸侯王が国政に関与していたと考えられる史料が存在する。武帝期、景帝皇子の膠西王端は度々法を犯したため、有司が王の誅殺を求めたが、武帝は兄弟であるからとして膠西国の領土を削るに留めた。『史記』巻五十九五宗世家に拠れば、それに対して膠西王端は

端心慍、遂為無訾省。府庫壊漏、尽腐財物、以巨万計、終不得収徙。令吏毋得収租賦。

と、削地に怒って国事を省みず(7)、その結果ことごとく財物が腐り官吏が租賦を収めることができなくなったという。膠西王端が国事を省みなかったために王国の財物（王個人の財産ではない）に大きな影響を与えたということは、武帝期においても諸侯王が王国統治に何らかの形で関与していた明証であろう。

こうした史料が存在するからには、官制改革と統治権回収の関連については慎重に考えねばならない。今一度百官公卿表上を見直すと、省かれた官のうち御史大夫・廷尉・少府・宗正は長官である。長官が省かれたことはその官庁も除かれたことを意味するであろうか。御史大夫の官属の職務について、『漢書』巻四十四淮南衡山済北王伝にある、薄皇太后の弟薄昭が淮南王長に送った書に拠れば、

今諸侯子為吏者、御史主、為軍吏者、中尉主。客出入殿門者、衛尉大行主。諸従蛮夷来帰誼及以亡名数自占者、内史県令主。

と、王国の御史は王国の官吏を主っていた。また『漢書』巻十九百官公卿表上御史大夫条に、

有両丞、秩千石。一曰中丞、在殿中蘭台、掌図籍秘書、外督部刺史、内領侍御史員十五人、受公卿奏事、挙劾按章。

とあるように、漢朝と王国の御史が同じ職務を担っていたとするならば、彼らは王国内の文書・図書や王国官の上奏

も管理していた。諸侯王の統治権の有無にかかわらず王国行政にとって必須の業務を担っており、そうした業務を担う官が廃されたとは考えにくい。

ほかに省かれたのは廷尉・少府・宗正であるが、その官属が王国において担った職務は定かではない。しかし、『漢書』百官公卿表上は、御史大夫や廷尉とともに太常（奉常）の属官である博士が省かれたことを記しており、長官が一属官とともに並列されるということは、その官庁を除いたという意味ではなく文字通り御史大夫ら長官だけを省いたということであろう。

これらの長官が省かれた理由は、中五年までに実際に王国の規模が縮小し一国一郡の王国が増えるにつれ(8)、数郡を版図とすることを前提とした高官を置く必要性がなくなってきたためと考えられる。例えば御史大夫の職務は「丞相を副」けること（『漢書』巻十九百官公卿表上）であるが(9)、その（丞）相すら王国内の郡間での調整をすることもなく、一郡のみの王国を統括し王を輔導するだけである。高官を省くのは当然の成り行きであろう。高官を省くと同時に諸長丞の官員も減らしたとあるのも、王国の行政規模に合わせた改変であるとする見解を側面から支えよう。

また、長官が省かれたあとは、おそらく相などほかの王国官がその官庁を兼摂したのであろう。『漢書』巻十九百官公卿表上の諸侯王条に、

成帝綏和元年省内史、更令相治民、如郡太守、中尉如郡都尉。

とあり、内史を省き、内史が担っていた「治民」の職務を相が担うようにしたとある(10)が、まさに長官が省かれたあと別の王国官が兼摂した例である。

このように、景帝中五年王国官制改革では、長官らが省かれてもその官庁が除かれたわけではなかったと考えられる。つまり、諸侯王が王国統治をすることは官制上可能であり、官制改革を以て諸侯王の統治権回収とすることはできない。膠西王端の例から見ても、統治権回収は中五年より遅れると考えた方が良さそうである。

それでは景帝中五年改革は漢代史にどのように位置づけられるであろうか。長官を省き官員を減らした主たる目的は現実の行政規模に合わせるためであろうが、それに当てはまらないのは丞相を相に改めたことである。この改変は、恵帝期に王国の相国を省いて丞相を中央任命としたことや、武帝期に王国の太僕を僕に格下げしたことと同じ目的のもと行われたと考えられる。すなわち漢朝と王国に差等をつけるためで、それによって皇帝と諸侯王の地位の高下も明瞭にしているのである。漢朝と王国は漢初以来、段階的に差等をつけられていったのであり(11)、景帝中五年改革もそのひとつの段階として位置づけられよう。

以上のことから、中五年官制改革は諸侯王の地位にすぐさま本質的変化を迫るものではなかったとの結論を導くことができる。それでは諸侯王の地位の変化はいつに求められるであろうか。

二、景帝・武帝期の諸侯王

景帝中五年の王国官制改革が諸侯王の本質的変化を促すものでないとすれば、どのように諸侯王はその地位を変化させていくのであろうか。まず呉楚七国の乱後の諸侯王たちが実際にはどのような立場にあったかを知る必要がある。王国内での諸侯王の地位、漢朝や各王国間という意味での諸侯王の国際的地位、と二つに分けて見ていくことにする。

（一）王国内における諸侯王の地位

諸侯王は皇帝からすれば「諸侯」ではあるが、自身の王国内においては王であり、その影響力は景帝・武帝期においても随所に確認できる。例えば淮南王安である。『漢書』巻四十四淮南衡山済北王伝には次のようにある。

招致賓客方術之士数千人、作為内書二十一篇、外書甚衆、又有中篇八巻、言神仙黄白之術、亦二十餘万言。

書を好む淮南王安は、「賓客方術の士数千人を招致し」たという。彼らと共に内書・外書・中篇を著したというから、王国内に一種の学術サロンを作り上げていたのであろう。そうした環境を維持し数千人を招致する経済力や影響力を、少なくとも淮南王は有していたのである。

また同じ淮南国のこととして、『史記』巻一百十八淮南衡山列伝には次のようにある。

王后荼、太子遷及女陵得愛幸王、擅国権、侵奪民田宅、妄致繫人。

淮南王の王后や王太子・王女が王の「愛幸」を得て、「国権を擅まにし」たという。同じように衡山王賜も「数しば人の田を侵奪し、人の冢を壊し以て田と為」したという（『史記』巻一百十八淮南衡山列伝）。

また、『史記』巻五十九五宗世家に拠ると、趙王彭祖は中央から派遣される相や二千石を巧みに失脚させ、

彭祖立五十餘年、相二千石無能満二歳、輒以罪去、大者死、小者刑、以故二千石莫敢治、而趙王擅権。使使即県為賈人権会、入多於国経租税。以是趙王家多金銭、然所賜姫諸子亦尽之矣。

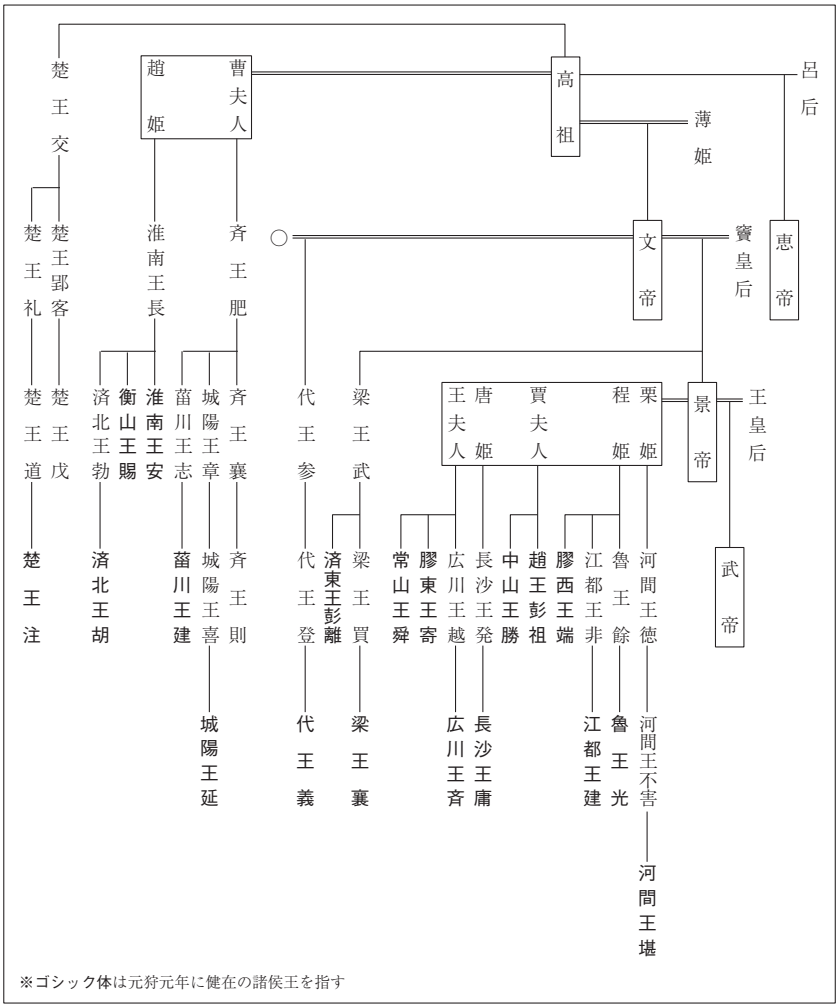
とあるように、「擅権」して商人との売買を独占し、そうして得た利益は王国の常納の租税より多かったという。いずれも、統治者のあるべき姿ではないが、諸侯王が「擅権」等をし得る立場にあったことを示すものである。

これらの例から諸侯王の王国内における影響力の大きさや相当の経済力を有していたことがうかがえる。王国によって格差はあろうが、少なくとも「租税を食むを得るのみ」の存在ではないことは明らかである。

（二）諸侯王の国際的地位

武帝期の諸侯王に関する重大事件といえば元狩元年（前一二二）の淮南王安と衡山王賜の謀叛である。この謀叛が重大事件であったことは、冒頭に挙げた『漢書』諸侯王表が景帝期の呉楚七国の乱と並列していることからもわか

元狩元年（前一二二）宗室系図



※ゴシック体は元狩元年に健在の諸侯王を指す

る。しかしながら実際に兵を挙げるまでには至らず未然に発覚したため、廷尉や有司が彼らの罪を議論している。ここではその議論をもとに諸侯王の国際的地位を考えたい。

元狩元年当時の諸侯王は、系図に示すように十九王おり、そのうち景帝世代は淮南王安と衡山王賜の二王、武帝世代は九王（うち武帝の兄弟が五王）、武帝の子世代が七王、武帝の孫世代が一王である。淮南王安と衡山王賜はともに高祖の子淮南王長の子であり、当時の宗室全体の長老的存在であったことがわかる。

そうした長老的存在の謀叛発覚は武帝にとって衝撃であるとともに、その処理は難題と映ったに違いない。呉楚七国の乱の場合は、反乱諸侯王は全て死しており、その処断を議論する必要はなかった。しかし淮南衡山の謀叛の場合は、未然に発覚したために二王の処断を議論する必要が生じたのである。

淮南王安の謀叛発覚から淮南王安の自殺までの流れは以下の如くである（『史記』巻一百十八淮南衡山列伝）。

衡山王賜、淮南王弟也、当坐収、有司請逮捕衡山王。天子曰、「諸侯各以其国為本、不当相坐。与諸侯王列侯会肄丞相諸侯議」。趙王彭祖、列侯臣譲等四十三人議、皆曰、「淮南王安甚大逆無道、謀反明白、当伏誅」。膠西王臣端議曰、「（略）而論国吏二百石以上及比者、宗室近幸臣不在法中者、不能相教、当皆免官削爵為士伍、毋得宦為吏。其非吏、他贖死金二斤八両。以章臣安之罪、使天下明知臣子之道、毋敢復有邪僻倍畔之意」。丞相弘、廷尉湯等以聞、天子使宗正以符節治王。未至、淮南王安自剄殺。

当初は淮南王安の謀叛のみ発覚したため、最初に問題となったのは弟の衡山王賜にも罪を及ぼすべきかどうかであった。しかし武帝は「諸侯は各おの其の国を以て本と為せば、当に相い坐すべからず。」と有司の主張を退けた上で、諸侯王や列侯に淮南王安の罪を議論させる。淮南王安に対する厳しい意見が出され、その議論の結果を受けて武帝は宗正に治めさせようとしたが、その前に淮南王安は自殺したという。この後、謀叛が発覚した衡山王賜にも追及の手が伸び、衡山王賜も自殺することになる。

さて、この史料で注目すべきは二点ある。一点は「諸侯は各おの其の国を以て本と為す」という武帝の言葉である。通説では中五年改革以後は王国は実質的に郡県化したと言われるが、武帝期においても王国はその自立性を認められているのである。これが謀叛の連座を実際に適用するか否かの議論上の言葉であることは、王国の自立性が単なる建前だけに留まらないことを示している。

もう一点は「与諸侯王列侯会肄丞相諸侯議」[12]である。諸侯王や列侯に議論させた命令であるが、その「議」を集議という。集議については永田英正「漢代の集議について」[13]があり、それに拠ると集議には朝議と廷議があり、そのうちの廷議が重要で、議論の結果がそのまま詔勅となることもあった。皇帝の諮問から始まり、議題に応じて専門家や関係者を召集して丞相・御史大夫を中心に議論するという。このように集議は現実の政治に対して大きな影響力を持つものであった。

そうした集議に諸侯王が参加するのは珍しく、高祖期の封王に際しては諸侯王が集議に参加して王にふさわしい人物を選ぶのが常であったが、高祖より後は封王に際して集議自体開かれていない。元狩元年までに諸侯王が集議に参加したのは、高祖期の封王を除けば文帝擁立の集議[14]だけである。諸侯王の集議参加が少ない理由はふたつ考えられ、ひとつは諸侯王は基本的に就国して王国にいるため、その召集に時間がかかるためであろう。いまひとつは、先に見た諸侯王の持つ自立性のためである。それぞれが自立して王国を治めているため、王国間あるいは王国と漢朝は「国際」関係であった（阿部幸信「漢初「郡国制」再考」[15]）。つまり、諸侯王は王国の代表として国際的問題が生じたときには当事者あるいは関係者となる。だから、王を選ぶ際には諸侯王が集議に参加し（諸侯王に皇子が選ばれるのが慣例化した後は集議自体開かれなかったが）、また皇帝を選ぶ際には当時の宗室の長老的存在の琅邪王沢が劉氏の代表として集議に参加して文帝を擁立したのである。しかし、それ以外の漢朝内部のことに関する集議には参加する理由がなかったのであろう。

こうした見方のもと淮南王安謀叛の集議を見ると、長老的存在である淮南王安の処断を決めるのは武帝にとっても難題であったため、ともに天下を治める存在である諸侯王を召集したと解釈できる。このとき召集されたメンバーは「趙王彭祖、列侯臣譲等四十三人」とあるが、後に「膠西王臣端議曰」として膠西王端の発言も残されているから、召集された諸侯王が趙王彭祖だけであったわけではない。淮南王安と衡山王賜を除くと、趙王彭祖が諸侯王中最も上の世代かつ武帝の兄であったため、代表して名を記されたのであろう。趙王彭祖は元狩元年に入朝した記録があるためもともと長安にいた可能性もあるが、膠西王端に入朝の記録はないからわざわざ召集された可能性が高い。宗室中でも上位にある諸侯王の意見を採り入れ、淮南王安謀叛の処理をスムーズに進めようとする武帝の意図が窺える。換言すれば、諸侯王が国際関係の問題解決にあたって相当の影響力を有していたということであり、国際上で相応の地位を占めていたことを表すものであろう。

以上のように、武帝期元狩元年においても、諸侯王は自立した王国の代表者としてその高い国際的地位を（建前だけでなく現実の影響力も含めて）認められていたのである。

三、武帝期における諸侯王国の削減とその背景

これまで見てきたように、景帝中五年改革は諸侯王の地位を本質的に変えるものではなく、武帝期になっても王国の規模は縮小したにもかかわらず諸侯王は王国内だけでなく国際的にも高い地位を維持していた。それではいかにして『史記』や『漢書』に記される「租税を食むを得るのみ」の存在になったのであろうか。

非常に示唆に富む史料が『漢書』巻五十三景十三王伝の中山王勝条である。

武帝初即位、大臣懲呉楚七国行事、議者多冤鼂錯之策、皆以諸侯連城数十、泰強、欲稍侵削、数奏暴其過悪。諸

侯王自以骨肉至親、先帝所以広封連城、犬牙相錯者、為盤石宗也。今或無罪、為臣下所侵辱、有司吹毛求疵、笞服其臣、使証其君、多自以侵冤。

武帝が即位したころ、大臣や有司は諸侯王の「過悪」を暴いては上奏していたといい、その有様は「毛を吹きて疵を求む」と表現されている。その目的は「泰強」な諸侯王の勢力を「稍く侵削」するためであった。そのため「無罪にして臣下の侵辱する所と為る」者もいたという。この史料の後に、こうした状況を嘆いた中山王勝が入朝の際に武帝に涙ながらに訴え、武帝はそれを受け入れ推恩の令を行ったということが記される。

この史料は諸侯王の地位変化について核心を衝いたことを述べている。諸侯王は様々な罪過を暴かれたことによって「侵削」されていたのである。「侵削」されるのはまず王国の版図であろう。呉楚七国の乱以前にも削地が進められていたことから、そう推測するのは大過ないであろう。事実、膠西王端がしばしば法を犯したため、有司は「其の国を削り、太半を去る」ことを請うている（『史記』巻五十九五宗世家膠西于王端条）。また、梁王襄（景帝弟の梁孝王武の孫）は「不誼」な行動を取ったために八城(16)を削られている（『史記』巻五十八梁孝王世家）から、この推測は的を射ていよう。

ただし、「侵削」の対象には版図だけではなく諸侯王の権限も含まれていたようである。『史記』巻一百十八淮南衡山列伝には、衡山王賜の罪過に対する制裁として次のように記されている。

王又数侵奪人田、壊人冢以為田。有司請逮治衡山王。天子不許、為置吏二百石以上（如淳曰、「漢儀注、吏四百石以下、自調除国中。今王悪、天子皆為置之。」）。

衡山王賜が「人の田を侵奪し、人の冢を壊し」たことに対し、武帝は吏二百石以上を中央任命としている。諸侯王の「過悪」に対し人事権の制限が行われていたのである。人事権について、如淳に拠れば本来、諸侯王は吏四百石以下の人事権を有していた。衡山王賜の例は元光六年（前一二九）のことであるが、諸侯王が吏四百石以下の人事権を有

していたというのはいつからであろうか。『史記』巻一百八韓長孺列伝には

梁孝王、景帝母弟、竇太后愛之、令得自請置相、二千石、出入游戯、僭於天子。

とあり、梁王武は竇太后の寵愛を受けて相と二千石の人事を請うことができたという。つまり他の諸侯王は相と二千石の人事権がなかったということであるが、逆に言えば当時は二千石より下の人事権は諸侯王が有していた。冒頭に掲げた『史記』五宗世家は「漢 為に二千石を置く」とあるから、王国官の二千石以上だけが中央任命になったのであろう。梁王武の史料は、王国の丞相が相に改められた中五年以後で梁王武存命中の景帝中五～六年のことであるから、先の衡山王賜の例より十五年ほど遡る。『漢書』には諸侯王の人事権に関する確たる記述はないので断言はできないが、次のように考えられないであろうか。恵帝期に丞相を中央任命としたあと、景帝期に更に二千石も中央任命とした。その後、諸侯王の「過悪」に対する制裁として徐々に人事権を制限していったのである。そして最終的に吏四百石以下を人事権として定めたのである、と。

人事権に関しては仮説に過ぎないが、武帝が即位した頃に諸侯王が「過悪」によって様々な「侵削」を受けていたことは事実である。そうした行動を有司がとった理由は諸侯王が「泰強」であったためであるから、中五年改革が本質的変化を促すものでなかったとする本稿の考察を補強するものである。

「毛を吹きて疵を求む」状況には、景帝後半期から武帝期にかけて活躍した酷吏が関わっている。例えば張湯は、先述の淮南王安・衡山王賜の謀叛のときや江都王建に罪があったときには「根本を窮む」（『史記』巻一百二十二酷吏列伝張湯条）と徹底的な取り調べをしている。また景帝の元皇太子である臨江王栄が廟の一部を壊した罪に問われたとき、郅都は臨江王栄を尋問し、臨江王栄が書信を書くための刀筆を求めても与えなかったという（同列伝郅都条）。魯謁居も詳細は不明であるが趙王彭祖を取り調べ、趙王彭祖の怨みを買っている（同列伝張湯条）。彼らの取り締まり対象は諸侯王に限らないが、法の厳格な執行において「貴戚を避けず」（同伝郅都条、義縦条、尹斉条）、その

ため宗室らは非常に恐れたという（同伝邳都条、寧成条）。彼らの活躍を見れば、諸侯王がいかに「侵削」されていたかを理解できよう。

上記のような「侵削」を受けて徐々に諸侯王の勢力は削がれていったと考えられるが、武帝期に諸侯王の地位が変わりつつあったことは次の史料からも窺える。『史記』巻五十九五宗世家中山靖王勝条には次のようにある。

常与兄趙王相非、曰、「兄為王、専代吏治事。王者当日聴音楽声色」。趙王亦非之、曰、「中山王徒日淫、不佐天子拊循百姓、何以称為藩臣」。

趙王彭祖と中山王勝の兄弟が互いに非難し、中山王勝は「王者は当に日ごとに音楽声色を聴くべし」とし、趙王彭祖は「天子を佐け百姓を拊循せずして、何を以て称して藩臣と為さんや」と述べている。趙王彭祖は、諸侯王を漢朝の藩臣および王国の統治者として位置づけ、皇帝を助け人民を安んじるべきとしている。これは諸侯王の権限が一定程度認められていることを前提とした諸侯王観である。一方の中山王勝は、諸侯王は毎日ただ音楽を聴いていればよく、官吏の事務には関わるべきではないとする。この諸侯王観は漢朝や王国における諸侯王の現実的な役割はないとの認識に基づいている。

諸侯王が結局は「租税を食むを得るのみ」の存在になっていくことを考えれば、この史料は変わりゆく諸侯王像を示している。ふたつの諸侯王観が武帝期には併存していたのであり、実際に「専ら吏事を為」す諸侯王もいれば、「徒に日ごとに淫ま」にする諸侯王もいたのであるから、武帝期は現実の諸侯王の地位がまさに変化していた時代であった。この過渡期を経て諸侯王は「租税を食むを得るのみ」の存在になっていったのである。

以上のように、諸侯王の地位に本質的変化をもたらしたのは、諸侯王を取り巻く「毛を吹きて疵を求む」ような政治状況であったと言えよう。

結　論

本稿の論旨は以下の三点に集約できる。

①景帝中五年改革は諸侯王の地位に本質的な変化を促すものではなく、恵帝期や武帝期の王国官制改変と同じように位置づけられるものである。

②諸侯王は中五年以後も王国内においても国際的にも高い地位にあり、相応の影響力を有していた。

③諸侯王に本質的な変化を迫ったのは、中五年以後から武帝期にかけて見られる、諸侯王を罪過によって抑損していこうとする政治状況であった。

諸侯王を罪過によって抑損していくというのは、実は呉楚七国の乱前に鼂錯が進めた強硬的な削地政策と同じ潮流にある。鼂錯の主張上に位置する政策を再び景帝（と武帝）は採用したことになるが、鼂錯の処刑後、景帝は鼂錯の政策を「万世の利」を図ったものであったと認めた上で処刑を後悔したと言うから（『史記』巻一百一袁盎鼂錯列伝）、景帝が再び罪過による抑損政策を採ったとしても不思議ではない。鼂錯が進めた時よりも穏便に進められ大規模な削地もないのは、第二の呉楚七国の乱を防ぐため「漢側」諸侯王に配慮しつつ進めた結果であろう。

こうした抑損政策によって、諸侯王は徐々に実権を失っていく。『漢書』巻三十八高五王伝の賛に、

自呉楚誅後、稍奪諸侯権、左官附益阿党之法設。其後諸侯唯得衣食租税、貧者或乗牛車。

とあるとおり、呉楚の乱後すこしずつ諸侯王の権限を奪い、武帝期の左官・附益・阿党の法の後になってようやく「租税を食むを得るのみ」となったのである。中五年の官制改革に意義を求めすぎては、武帝期の動向を正確には捉えられないのではないだろうか。

本稿の結論はまた、阿部氏[17]が述べる、元狩年間に漢朝の「外」にあった諸侯王が「内」に取り込まれたとする見解とも関連している。諸侯王が漢朝の「内」に取り込まれたとすれば、当然であるが諸侯王の「国際」的地位は失われることになる。実権を失っていったことと合わせ、名実ともに諸侯王を大きく変えることになったはずである。この武帝期の動向は、後漢になっても受け継がれる郡国制における諸侯王の位置づけを大きく規定することとなったと推測される。この点については今後の課題としたい。

注

(1) 布目潮渢「呉楚七国の乱の背景」（『和田博士還暦記念東洋史論叢』（講談社、一九五一）。後、『布目潮渢中国史論集　上』（汲古書院、二〇〇三）に所収）。

(2) 鎌田重雄「漢朝の王国抑損策」（『日本大学世田谷教養部紀要』六、一九五七）。後、同『秦漢政治制度の研究』（日本学術振興会、一九六二）に所収）。

(3) 杉村伸二「景帝中五年王国改革と国制再編」（『古代文化』五六―一〇、二〇〇四）。

(4) 乱後、景帝は楚についてのみ元王子の礼に後を継がせている。

(5) 梁玉縄に拠れば、「御史中丞」とするのは「御史大夫」の誤りである。本稿もひとまず「御史大夫」の誤りとして論を進める。

(6) 杉村伸二「前漢景帝期国制転換の背景」（『東洋史研究』六七―二、二〇〇八）。

(7) 史料中の「訾省」の意味について、顔師古は「訾」を財産の意味にとり、財産を管理しなかったと解釈する。これに対し蘇林や滝川資言（『史記会注考証』）は「訾」をおもう、はかるという意味にとり、国事を「訾省」しなかったとする。ここでは後者に従うが、いずれに解釈しても本論の趣旨には影響しない。

(8) 諸侯王国の版図の変遷については周振鶴『西漢政区地理』（人民出版社、一九八七）がある。

(9) 御史大夫の職務については、大庭脩『秦漢法制史の研究』（創文社、一九八二）第三篇第二章「居延出土の詔書冊」・第四章「史記三王世家と漢の公文書」があり、それらに拠れば御史大夫の職務には「丞相を副」けること以外に「草制官」として

の役割があった。杉村氏はこれに拠って「実質的に諸侯王を王国統治から切り離」したとしたのかもしれないが、前述した膠西王端や後述の淮南王安らのように、諸侯王が王国行政に関わる例が見られることから、漢朝の御史大夫と王国の御史大夫の職掌は異なるか、御史大夫が廃されても草制には問題ないよう別の官が草制を担ったと考えられる。

(10) 紙屋正和「前漢諸侯王国の官制―内史を中心にして―」（『九州大学東洋史論集』三、一九七四）に拠れば、内史が強大化したため、内史を省き相と中尉にその職務を分担して引き継がせたという。

(11) この点については別稿で改めて述べる予定である。

(12) 「与諸侯王列侯会肄丞相諸侯議」について、『史記集解』は徐広の、諸侯王等が丞相の所に集まって協議したとする解釈を載せる。『史記索隠』は「与諸侯王列侯会肄丞相者議」に作り、「肄」は習うの意とする。『史記会注考証』もこれに従っている。『校刊史記集解索隠正義札記』は「諸侯議」は衍字であり、「諸」は「者」の誤りで後人がこれに「侯議」を加えたとする。『史記札記』は「与諸侯・王列侯肄丞相・諸侯議」に作り、丞相等の議を調べその軽重をはからせたと解釈する（なお、「趙王彭祖、列侯臣議等四十三人」と「膠西王端」はそれぞれの国で議論したとし、当時長安にいた者だけが丞相等と議論したとしている）。王利器主編の『史記注訳』（三秦出版社、一九八八）は「丞相諸侯」の「諸侯」は諸大臣とした上で、諸侯王と列侯に丞相と諸大臣のもとに集まって議論させた命令と解釈する。なお、『漢書』は「与諸侯王列侯議」に作る。いずれも決め手を欠き判断しがたいが、諸侯王が集議に参加したことは確実である。

(13) 永田英正「漢代の集議について」（『東方学報』京都四三、一九七二）。

(14) 『史記』巻十孝文本紀に「丞相陳平・太尉周勃・大将軍陳武・御史大夫張蒼・宗正劉郢・朱虚侯劉章・東牟侯劉興居・典客劉揭皆再拝言曰、「子弘等皆非孝恵帝子、不当奉宗廟。臣謹請陰安侯・列侯頃王后与琅邪王・宗室・大臣・列侯・吏二千石議曰、『大王高帝長子、宜為高帝嗣』。願大王即天子位」。」とあり、丞相や太尉らが当時の宗室の長老的存在である琅邪王沢らと議論したことが記されている。

(15) 阿部幸信「漢初「郡国制」再考」（『日本秦漢史学会会報』九、二〇〇八）。

(16) 『漢書』巻四十七文三王伝梁平王襄条は、八城ではなく五県を削られたと記している。どちらが正しいかは現時点では判断できない。

(17) 前掲阿部氏論文を参照。